

守山市国土強靱化地域計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 4 月

(第 1 回変更：令和 7 年 7 月)

守山市

目 次

1. 計画の策定の趣旨および位置づけ	3
1.1 計画策定の趣旨	3
1.2 計画の位置づけ	4
1.3 計画期間	4
2. 本市の地域特性	5
2.1 本市の位置と特性	5
2.2 地勢	6
2.3 気象	7
2.4 人口	7
2.5 災害	8
3. 守山市国土強靱化地域計画の基本的な考え方と目標	10
3.1 地域計画の対象とするリスク	10
3.2 基本目標	10
3.3 事前に備えるべき目標	10
4. 脆弱性の評価	11
4.1 評価の方法等	11
4.2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	11
4.3 脆弱性の評価結果	13
5. 国土強靱化の推進方針	25
5.1 施策分野別の推進方針	25
5.2 施策分野別事業	35
6. 計画の推進と進行管理	36
6.1 推進体制	36
6.2 計画の進行管理	36
資料編 1. 施策分野別事業一覧	35
資料編 2. 施策分野別重要業績指標（KPI）一覧	37

1. 計画の策定の趣旨および位置づけ

1.1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されるとともに、国において平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（平成 30 年 12 月改定）し、強靱な国づくりを進めてきたところです。その後、令和 5 年 6 月に法改正が行われ、同 7 月に新たな基本計画が閣議決定されました。これにより、デジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されました。

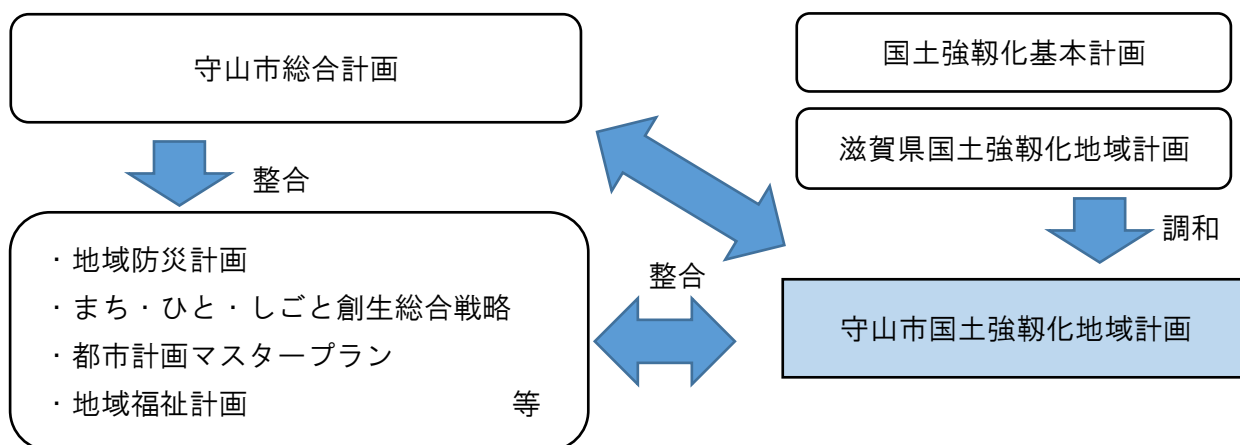
また、滋賀県では、平成 28 年 12 月に基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画である「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定（令和 2 年 3 月改定）し、県域での強靱化を推進してきましたが、法改正や近年全国で相次ぐ豪雨災害等の教訓も踏まえて、令和 6 年度に県地域計画を改定しました。

本市では、将来に向けて目指すべき将来像とその実現に向けた施策を定めた市政運営の最上位計画であり、市政の総合的な指針である「守山市総合計画」に基づき、「安全で住みよいまちづくり」の観点から、防災マップの配布、地域防災計画や業務継続計画の策定などを進めてきました。また、大規模な自然災害等が想定される中において、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体との相互連携のもと、事前の防災・減災、迅速な復旧復興に取り組んでいく必要がありますが、いつ起こるかわからない大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、令和 2 年 6 月に「守山市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。当該計画に基づき、強靱な地域づくりを進めてきたところですが、令和 6 年度をもって計画期間を終了することから、今回の改定を行うものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「滋賀県国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「守山市総合計画」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

さらに、「守山市地域防災計画」や「守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等と相互に連携し、相乗効果を図るものとします。



1.3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

2. 本市の地域特性

2.1 本市の位置と特性

本市は、滋賀県の南西部、琵琶湖の東岸に位置し、県内最大の河川である野洲川がつくった扇状地性三角州低地上に位置しており、面積は55.74 km²となっています。

古くから琵琶湖や野洲川の豊かな自然に支えられており、弥生時代から稲作が行われるなど、土地と人が深く関わりながら、人々の暮らしが営まれてきました。

本市の豊かな自然環境を守るため、市民や団体による地域の環境保全活動が盛んに行われており、市内を流れる河川は、地域住民の手で美しく保たれています。多くの河川では毎年初夏になるとホタルが飛び交い、このような自然の美しい風景は人々の心に潤いと安らぎを与えるものとなっています。

本市では、下之郷遺跡をはじめとする原始古代からの遺跡が多くあるほか、中世から近世にかけては中山道の宿場を中心に栄えた歴史があり、人々によって、地域のまつりなどの文化も育まれてきました。このような歴史や文化的な背景のもと、それぞれの地域においては、高い自治会加入率に代表される絆のつよさが見られ、市民主導のまちづくり活動が積極的に行われています。

また、市の中央部に市民ホールや市民運動公園といった市民交流ゾーン、その周辺には市民病院や県立総合病院、県立小児保健医療センター等の医療施設を整備し、生活利便性が高く、福祉・保健・医療についても充実したまちづくりを進めています。京都や大阪へのアクセスの良さに加え、このような住み良いまちづくりを推進してきたことにより、近年も住宅建設が進み、人口が増加し続けている状況にあります。



面積	55.74km ²
位置	最東:東経136° 00′ 57″ 北緯35° 03′ 03″ 最西:東経135° 55′ 24″ 北緯35° 05′ 17″ 最南:東経135° 59′ 36″ 北緯35° 02′ 14″ 最北:東経135° 57′ 34″ 北緯35° 08′ 50″
広ぼう	東西:8.4km 南北:12.2km
海拔	最高:106.1m 最低:83.7m

2.2 地勢

2.2.1 地形

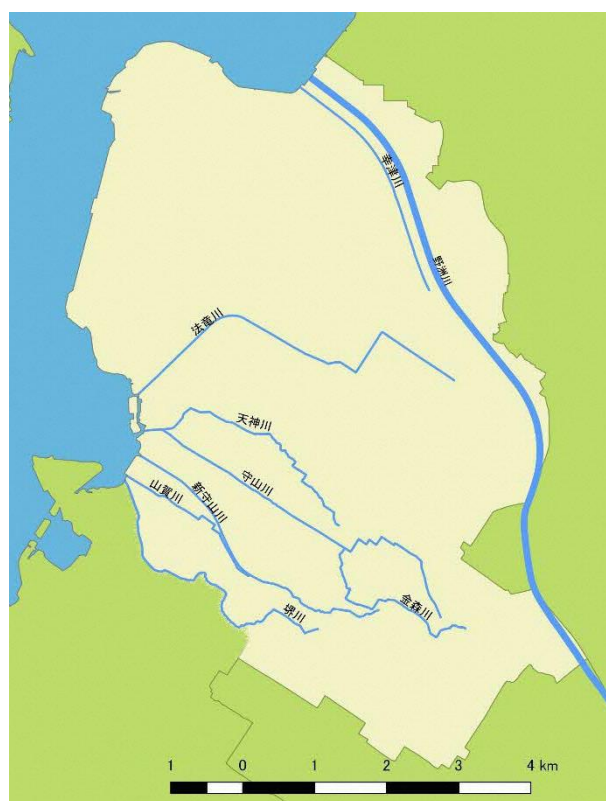
本市の位置する近江盆地の南東部は湖南低地と呼ばれ、野洲川や草津川等が形成した広い沖積低地が展開しています。本市は野洲川が形成した野洲川低地の上に発達し、市域は琵琶湖に向かって緩く傾斜した扇状地や湖岸部の三角州の上にあります。

野洲川は県内最大の河川であり、また、湖岸部に発達する三角州は、わが国最大の湖成三角州です。

この地帯は、古くから穀倉地帯として開発され、肥沃な土地は、弥生時代から水田化され、後に条里制土地割が広範に実施されてきたことで知られています。

2.2.2 河川

本市を流れる主要河川として、1級河川の野洲川、幸津川、法竜川、天神川、新守山川、守山川、金森川、山賀川、堺川などが挙げられます。



資料:守山市地域防災計画（滋賀県守山市, 平成 25 年 8 月改訂）

2.2.3 地盤

本市における地盤の種別を、「建設省告示第 1047 号(昭和 27 年)」を基準に判定した結果、市域南部のおよそ地盤高が 90m より高い区域は「沖積層（5 m 以上の砂利層。砂礫層）」、それより地盤高が低い氾濫平野・三角州の区域は「沖積層（基準的地盤）」、湖岸の埋め立て地は「沖積層（軟弱地盤）」となっています。

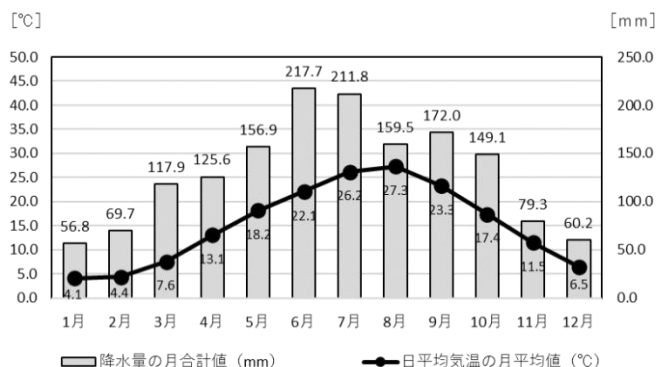
したがって、地震動の増幅が大きくなる地域は、湖岸の埋め立て地や氾濫平野および旧河道上の軟弱地盤が分布する地域です。

2.3 気象

2.3.1 気温・降水量

本市は、湖南気候区に位置し、琵琶湖の影響で瀬戸内型の気候に属しています。

地域気象観測（大津）の平年値（1991～2020 年）によると、気温は、8 月が最も高く 27.3℃、1 月が最も低く 4.1℃となっています。また、降水量は、6 月が最も多く 217.7 mm、1 月が最も少なく 56.8 mmとなっています。

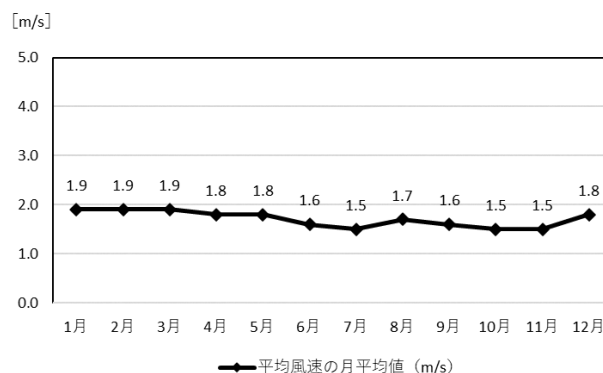


資料:地域気象観測「大津」（気象庁）

2.3.2 風況

本市は、琵琶湖に接しているため、風速の弱い日の昼間は湖から陸に向かって風が吹き、夜間は陸地から湖に向かって吹く風（湖陸風）が卓越しています。冬季は北西の季節風、夏季は南東の季節風が卓越し、春秋季ではやや北西の風が優勢です。

地域気象観測（彦根）の平年値（1991～2020 年）によると、風速は1年間を通じて 1.5m/s～1.9m/sとなっています。



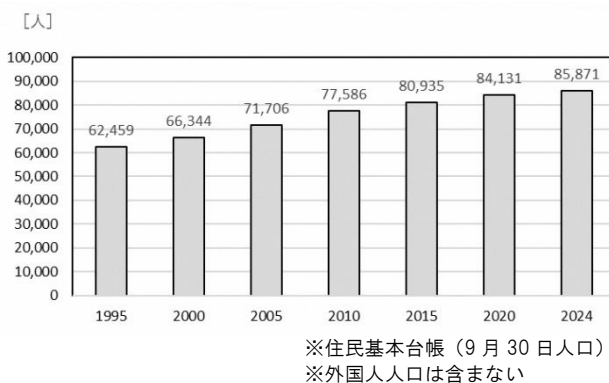
資料:地域気象観測「大津」（気象庁）

2.4 人口

2.4.1 総人口の推移

本市の総人口は、1995 年以降増加を続けています。

住民基本台帳によると、2024 年 9 月 30 日現在の人口は 85,871 人となっており、1995 年から 2024 年の間に 23,412 人増加しています。



資料:住民基本台帳（滋賀県守山市、令和 6 年 12 月）

2.5 災害

2.5.1 地震

過去の主な地震災害

琵琶湖周辺には、20 数本の活断層が存在しているため、地震の発生の可能性は、全国的に見ても高い状況にあります。滋賀県及びその周辺で発生した地震は以下のとおりです。

滋賀県及びその周辺で発生した主な地震

地震名	発生年月日	震央	マグニチュード	滋賀県の被害状況
東南海地震	1944 年 12 月 7 日 (昭和 19 年)	東南海沖 (三重県南東沖) 136.2° E 33.6° N	M=7.9	被害は湖北の湖畔デルタもしくは泥炭の発達地域に集中。負傷者 1 人、全壊家屋 16 戸、工場全壊 3 棟。
南海地震	1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海道沖 (和歌山県南海沖) 135.8° E 32.9° N	M=8.0	工場の全壊や、電話線、電線の断線等の被害。死者 3 人、全壊家屋 9 戸。
吉野地震	1952 年 7 月 18 日 (昭和 27 年)	奈良県 135.8° E 34.5° N	M=6.8	死者 1 人、負傷者 13 人、全壊家屋 6 戸。
兵庫県南部地震	1995 年 1 月 17 日 (平成 7 年)	大阪湾 135.0° E 34.6° N	M=7.3	彦根で震度 5 を記録。負傷者 9 人。
大阪府北部地震	2018 年 6 月 18 日 (平成 30 年)	大阪府北部 135.6° E 34.8° N	M=6.1	負傷者 3 人 (平成 31 年 2 月 12 日、消防庁調べ)。

※地震のマグニチュード及び経緯度は、気象庁震源カタログによる。
資料:守山市地域防災計画(滋賀県守山市,平成 25 年 8 月改訂)、地域防災マップ 平成 24 年改訂版(滋賀県守山市,平成 24 年改訂)、
滋賀県の地震活動の特徴 https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kinki/p25_shiga/ (最終閲覧:令和 6 年 11 月 1 日)

想定される地震災害

本市は、野洲川の沖積平野上に位置し、厚い砂層が広く分布していることや、盛土地、埋立地も多いことから地震時の危険性が高いと予想されています。今後想定される本市への影響が大きい地震は、「琵琶湖西岸断層帯地震(南部)」、「南海トラフ地震」です。また、これらの地震が発生した際には、木造建物の被害、地震火災、地盤の液状化の危険性が極めて高いとされています。

地震名		マグニチュード	今後 30 年以内の地震発生確率
活断層地震	琵琶湖西岸断層帯地震 (南部)	7.5 程度	ほぼ 0%
海溝型地震	南海トラフ地震	8.0~9.0	80%程度

資料:地震調査研究推進本部(算定基準日 令和 7 年 1 月 1 日)

2.5.2 風水害

過去の主な風水害

本市域の形成は、野洲川の氾濫と共にあり、数年おきに氾濫が繰り返されてきました。昭和 54 年に新放水路が完成したことにより、水害の危険性は大きく減少しました。

近年における本市の風水害は、県内の他市町と比較すると少なくなっています。

昭和 50 年以降の本市及び滋賀県内の主な風水害は、以下のとおりです。

昭和 50 年以降の本市の主な風水害

災害発生日	災害名	本市における被害	滋賀県における被害
昭和 54 年(1979)9.30～10.1	台風 16 号	半壊 1 棟	一部損壊 3,005
55 年(1980)7.23～24	豪雨	床下浸水 20	床下浸水 279
55 年(1980)8.26～27	豪雨	床下浸水 105	床下浸水 1182
56 年(1981)7.21	豪雨	床下浸水 80	床下浸水 763
56 年(1981)10.8～9	豪雨	床下浸水 2	床下浸水 121
57 年(1982)8.1～2	台風 10 号	床下浸水 1 田冠水 1ha 畑冠水 2.5ha 河川 5 箇所	床上浸水 120 床下浸水 1,101
58 年(1983)6.20～21	豪雨	道路 2 箇所	床下浸水 77
58 年(1983)9.27～28	台風 10 号	畑冠水 2.25ha 河川 3 箇所	床下浸水 53
61 年(1986)6.16～7.23	梅雨前線豪雨	床下浸水 57	床下浸水 425
62 年(1987)7.14～21	梅雨前線豪雨	床下浸水 41 田冠水 2.1ha	死者 1 床下浸水 766
平成 13 年(2001)8.21～22	台風第 11 号	床下浸水 1	死者 1 一部損壊 3 床下浸水 1
16 年(2004)6.21	台風第 6 号	一部損壊 1	負傷者 7 半壊 1 一部損壊 17
20 年(2008)6.20～21	大雨	床下浸水 10	床下浸水 38
24 年(2012)4.3	大雨、突風及び降雹	負傷者 1	負傷者 8
25 年(2013)9.15～16	台風第 18 号	床下浸水 16	死者 1 負傷者 9
29 年(2017)10.20～23	台風第 21 号	一部破損 7	負傷者 4

資料:守山市地域防災計画(滋賀県守山市,平成 25 年 8 月改訂)、消防防災年報(滋賀県,各年 3 月)

想定される風水害

本市では、昭和 54 年に野洲川新放水路への暫定通水が行われたことにより、水害の危険性は大きい軽減されています。しかし、都市化の進展とともに堤内地に氾濫水が滞留する内水災害が増えています。そのため、本市に大雨が降り続いた時には、被害が拡大することが想定されます。

3. 守山市国土強靱化地域計画の基本的な考え方と目標

3.1 地域計画の対象とするリスク

地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が予想される「大規模地震および風水害」といった大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

3.2 基本目標

本計画では、国・県計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とします。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3.3 事前に備えるべき目標

「大規模地震および風水害」の発生を想定して、基本目標を具体化した以下の6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 脆弱性の評価

4.1 評価の方法等

本計画では、次の方法により脆弱性の評価を行います。

- 1) 市民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- 2) 4つの「基本目標」を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- 3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を総合的に評価

【個別施策分野】

- ①行政機能、②消防・防災、③住宅・都市、④保健医療・福祉、
⑤エネルギー・環境、⑥情報通信、⑦産業・農水産、⑧交通・物流

【横断的施策分野】

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③官民連携、④デジタル活用

4.2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	(1)	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模の倒壊による多数の死傷者の発生
		(2)	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		(3)	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		(4)	琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生
		(5)	暴風等に伴う多数の死傷者の発生
		(6)	感染症の発生に伴う多数の死傷者の発生
		(7)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	(1)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(2)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		(4)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(5)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		(6)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(7)	大規模な自然災害と感染症との同時発生

事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態	
		(8)	火葬場の被災や多数の死傷者の発生に伴う、火葬処理能力の不足
3	必要不可欠な行政機能を確保する	(1)	警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		(2)	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		(3)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		(4)	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		(5)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		(6)	農地等の被害による土地の荒廃
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	(1)	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		(2)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		(3)	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		(4)	上下水道・工業用水道施設の長期間にわたる機能停止
		(5)	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1)	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		(2)	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		(3)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		(5)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		(6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

4.3 脆弱性の評価結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性の評価結果は、次のとおりです。

<事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ>

(1)	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
○ 本市における耐震性のある住宅ストックの比率は、約 90%（令和5年度）となっています。耐震化の必要性に対する認識不足や耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、守山市耐震改修促進計画に基づき、目標達成に向けたきめ細かな対策を進める必要があります。 ○ 防災拠点となる建築物や公共施設の耐震化を計画的に行うとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。 ○ 速やかな避難や救助など、まちの防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、住宅の耐震診断、耐震化の促進、空き家対策などの複合的な施策の推進が必要です。 ○ 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等については、除却や改修等の耐震対策を進める必要があります。 ○ 発災による交通安全施設の被害状況および通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。	
(2)	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
○ 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応力を向上させる必要があります。 ○ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制および受援体制を強化するとともに、災害警備訓練などの被災者救助および捜索関係施策を推進する必要があります。 ○ 公助の手が回らないことも想定し、市民が主体となり自主避難や避難所運営などを実践できるよう、防災意識の向上等の自助・共助を促進し、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要があります。 ○ 速やかな避難や延焼防止などまちの防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消するなどの複合的な施策を推進する必要があります。 ○ 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、まちの防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる都市計画道路を整備する必要があります。 ○ 防災拠点となる建築物を計画的に整備していく必要があるとともに、災害発生時におけ	

	る火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。 ○ 被災時の救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、消防団員の職務遂行能力等資質向上を図るとともに、全ての消防団員への教育訓練を実施する等、消防団の充実強化を促進する必要があります。また、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保する必要があります。 ○ 市民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保のための取組を進める必要があります。 ○ 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要があります。 ○ 道路橋梁の耐震補強や港湾の施設の耐震化、液状化対策、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。また、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要があります。 ○ 大規模地震・火災に対応するため、都市・居住機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促していく必要があります。
(3)	突発的または広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	○ 治水施設の能力を超える洪水が増えると予想されており、市内氾濫原の多くの箇所では浸水被害が発生する可能性があるため、計画的に施設の整備を進める必要があります。 ○ 県が実施する河川整備と「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等、市の河川整備等を併せることにより大きな減災効果を発揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」、「守山市防災マップ」など水害危険性の周知と「雨量・河川水位」や「河川防災カメラの映像」など洪水時における情報提供を通じて、市民に対して浸水被害の危険性に対する認識の促進や、安全な住まい方への誘導、市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。 ○ 広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、河川改修や堤防の質的強化対策を推進する必要があります。 ○ 本市の人口集中地域で発生する浸水被害に対しては、中小河川や下水道（雨水）整備事業等と連携して対応し、その放流先となる一級河川の整備を促進することが必要です。 ○ 本市の主要交通幹線の河川と近いところや交差部が治水上のネックとなるため、当該箇所の早期の河川の改修や護岸整備等を行う必要があります。 ○ ドローン等の先端技術を活用するなどして、効率的、計画的に河道内の流下阻害となる堆積した土砂や立木の除去を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。 ○ 災害時に情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国籍の方を含め、市民等への情報伝達手段として、ホームページ、災害情報共有システム（Ｌアラート）、安全・安心メール、SNS（市公式 LINE、Twitter、X）、地上デジタル放送を活用したデータ放送や有線放送による緊急警報放送など、多様化に努める必要があります。 ○ 情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、市民への周知を促進する必要があります。 ○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画に基づき、災害リスクを低

減するための取組を実施する必要があります。	
○ 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、市民とその危険性の認識を共有するため、守山市防災マップ等による周知を通じて、市民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。 ○ 地震、洪水等による浸水対策や湖岸侵食対策等を推進するとともに、広域的な応援体制の構築、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策を推進することが必要です。	
(4)	琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生
○ 琵琶湖は、大雨が降った場合、琵琶湖周辺の河川からの流入量に対して、瀬田川からの流出量が少ないため、琵琶湖の水位上昇を避けることは困難です。氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、市民とその危険性の認識を共有するため、琵琶湖浸水想定区域図、守山市防災マップの周知を通じて、浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。	
(5)	暴風等に伴う多数の死傷者の発生
○ 暴風等に伴う死傷者や帰宅困難者、道路の大規模滞留の発生を防ぐには、平時から、气象台や交通・道路管理者等の関係機関と連携を図り、市民や鉄道利用者、道路利用者に対し早い段階から情報を発信し不要不急の外出を抑制させる必要があります。 ○ また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から旅行者等の利用者への情報発信を行い帰宅困難者への対策を講じる必要があります。	
(6)	感染症の発生に伴う多数の死傷者の発生
○ 感染症の発生・蔓延を防ぐため、保健所等を拠点として、国、県や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。 ○ 感染症の拡大を防ぐため、国や県、近隣自治体と連携し、市民に対し不要不急の外出を抑制させるための情報提供を行う必要があります。 ○ 感染症対策として、消毒液やグローブ、マスク等の備蓄を推進する必要があります。	
(7)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
○ 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を図る必要があります。 ○ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進める必要があります。 ○ 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。 ○ 災害時に情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国籍の方を含め、市民等への情報伝達手段として、ホームページ、災害情報共有システム（Lアラート）、安全・安心メール、SNS（市公式 LINE、Twitter、X）、地上デジタル放送を活用したデータ放送や有線放送による緊急警報放送など、多様化に努める必要があります。 ○ 情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、市民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。	

＜事前に備えるべき目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ＞

(1)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	○ 被災時においても、災害対応力を維持するため、警察救出・救助部隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の組織が連携し、様々な大規模災害を想定した広域的な支援を含む合同訓練を行う必要があります。 ○ 被災時の救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、消防団員の職務遂行能力等資質向上を図るとともに、全ての消防団員が教育訓練を受けることができる環境整備が必要です。 ○ 市民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保のための取組を進める必要があります。
(2)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	○ 災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。 ○ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。 ○ 港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進める必要があります。 ○ 災害発生時の保健医療福祉活動を円滑に行うため、関係団体等と平時から情報を共有し、訓練等を通じて対応力向上および連携強化を図る必要があります。 ○ 市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため、市内病院において、災害対策(防災)マニュアル、BCP および職員参集マニュアル等が策定されている必要があります。 ○ 災害発生時に適切な医療を提供するため、医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集、提供し、被災地域の医療活動を支援する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への市内全病院および全診療所の登録を推進する必要があります。 ○ 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が医療資源を上回るおそれがあることから、県や他自治体等との医療連携体制の構築を進める必要があります。 ○ 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。 ○ 交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、交通安全施設の計画的な更新と無停電化等を促進していく必要があります。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、理解と協力を促す必要があります。
(3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	○ 災害時に、高齢者や障害者、子どもなどの要配慮者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、また、避難所以外への避難者が支援から漏れないよう、避難支援関係者等と連携し対策を推進する必要があります。

	○ 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や県、近隣自治体と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。 ○ 輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭や避難所において、物資の備蓄を促進する必要があります。 ○ 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する必要があります。
(4)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	○ 物資輸送ルートを確認するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策等を進める必要があります。 ○ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確認するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。 ○ 港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進める必要があります。 ○ 物資輸送ルートを確認するため、交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保する必要があります。 ○ 大雨時のアンダーパス部分の冠水対策として、排水ポンプや注意喚起施設等の整備を進めることで災害時の円滑な交通を確保する必要があります。 ○ 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。 ○ 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化対策を進めるとともに、浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。 ○ 上水道施設および下水道施設の耐震化を計画的に推進する必要があります。 ○ 災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水・トイレ等の供給がされないおそれがあるため、地域や家庭、事業所等において、日常備蓄（ローリングストック方式）により、最低3日分、推奨1週間分の食料（米・水・パンなど）、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、啓発に取り組む必要があります。 ○ 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や他市町と連携し物資輸送体制を構築するとともに、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、各家庭や避難所において、物資の備蓄を促進する必要があります。 ○ 防災拠点となる建築物が、大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわれないよう、燃料備蓄やLP ガス等の活用、自家発電設備やコジェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。 ○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市・居住機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促す必要があります。
(5)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

	○ 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や近隣自治体、事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄対策の促進や、公共交通機関等の運行状況の情報共有体制の強化を行う必要があります。 ○ 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。 ○ 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。 ○ 災害時に歩行者や自転車が安全円滑に通行できる自転車歩行者道の整備、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。 ○ 港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進める必要があります。 ○ 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。 ○ 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車による避難、帰宅による交通量増加の渋滞に伴う避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整えていく必要があります。 ○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市・居住機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促す必要があります。
(6)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	○ 迂回ルートの確保が困難な命の道を保全するため、道路防災対策や無電柱化対策、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進めるとともに、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。
(7)	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	○ 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、保健所等を拠点として、県や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。 ○ 災害発生時において、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策による耐災害性の強化を図る必要があります。 ○ 大規模な避難所を対象に、避難者の公衆衛生確保のため、災害用マンホールトイレの設置を進める必要があります。
(8)	火葬場の被災や多数の死傷者の発生に伴う、火葬処理能力の不足
	○ 災害等により火葬処理に著しい支障を生じた場合や、多数の死傷者が発生して遺体の迅速な火葬処理が困難になった場合にあっては、可能な限り死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう火葬を実施する必要があります。 ○ 災害時に資機材等を確保するため、平時から火葬に必要な資機材や遺体搬送の応援にかかる協定を関係事業者と締結する必要があります。

＜事前に備えるべき目標 3. 必要不可欠な行政機能を確保する＞

(1)	警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
○	発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機減灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。
(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
○	大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄やLP ガス等の活用、自家発電設備やコジェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。 また、多くの市有施設で老朽化が進行する中、それらの施設が被災することで更なる機能・サービスの低下が懸念されます。将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要です。そのため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を図ることで事故の未然防止および施設の安全確保を図る必要があります。
○	災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化する必要があります。また、計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持する必要があります。
○	災害発生時における行政情報基盤の機能低下に備え、多様な情報収集伝達手段を確保する必要があります。
○	災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要な人員、教育・訓練について定めた計画等を整備する必要があります。また、受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組を促進する必要があります。
○	行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。
○	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進める必要があります。
○	行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制および受援体制を強化する対策について取組を進めていく必要があります。

＜事前に備えるべき目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない＞

(1)	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
○	物資供給ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。
○	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流

	道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進める必要があります。 ○ 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害発災時、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないための態勢を確保するため、令和元年度に守山商工会議所と共同策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会議所による研修会の開催を行うなど、企業の事業継続力強化計画やBCP策定・運用につながる実効性のある取組を促進する必要があります。
(2)	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 ○ 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者や関係団体の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進する必要があります。また、近年の課題として、高齢化等による保安人材の不足や南海トラフ等の巨大地震を想定した耐災害性の向上および防災対策の強化について、それらの対策を講ずる必要があります。 ○ 水質汚濁防止法等の公害関係法令に規定された工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流出・拡散等を未然に防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、講習会等の機会を捉えた浸水等のリスクへの注意喚起を引き続き行う必要があります。 ○ 公共施設等におけるアスベスト対策を推進する必要があります。
(3)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 ○ 郵便物の送達を確保するため、災害被害を受けた場合に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。 ○ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進める必要があります。
(4)	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響 ○ 食料等の輸送ルートを確保するため、災害被害を受けた場合に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。 ○ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を進める必要があります。 ○ 農水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要があります。 ○ 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。 ○ 大規模災害発生時等においても、農畜水産物の安定供給を維持するため、流通拠点や生産基盤施設等の機能保全対策を進める必要があります。
(5)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○ 渇水による干害が予測される場合の施肥や水管理対策など、技術対策に関する事前の情報提供を充実するとともに、農業者の実践につながる生産体制づくりを進める必要があります。 ○ 現行の農業用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、老朽化が進む農業水利施設に対して、長寿命化も含めた対策を着実に進める必要があります。 ○ 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化対策を進めるとともに、浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。 ○ 上水道施設および下水道施設の耐震化を計画的に推進する必要があります。	
(6)	農地等の被害による土地の荒廃
○ 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。	

＜事前に備えるべき目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる＞

(1)	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
○ 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。 ○ 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、水害対策を推進する必要があります。 ○ 情報サービスや通信インフラの機能が復旧した際に、いち早く活用再開ができるよう官民連携の強化を図る必要があります。 また、災害時にも被災情報や避難情報等が入手できるように、通信障害の発生に備えた情報伝達手段の多重化を促進する必要があります。 ○ 災害時に情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国籍の方を含め、市民等への情報伝達手段として、ホームページ、災害情報共有システム（Lアラート）、安全・安心メール、SNS（市公式LINE、Twitter、X）、地上デジタル放送を活用したデータ放送や有線放送による緊急警報放送など、多様化に努める必要があります。 ○ 情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、市民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。 ○ 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、クラウドサービスの積極利用やバックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。 ○ 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要があります。 ○ 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、市民とその危険性の認識を共有するため、守山市防災マップによる普及啓発など平常時における水害危険性の周知と雨量・河川水位や	

	河川防災カメラの映像など洪水時における情報提供を通じて、市民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。 ○ 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。
(2)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 ○ 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）を整備等する必要があります。
(3)	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 ○ 燃料供給ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。 ○ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を着実に進める必要があります。 ○ 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要があります。 ○ 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）を整備等する必要があります。 ○ 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要があります。
(4)	上下水道・工業用水道施設の長期間にわたる機能停止 ○ 浄水場やポンプ場等の施設について、更新・耐震化対策を進めるとともに、浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。 ○ 上水道施設および下水道施設の耐震化を計画的に推進する必要があります。 ○ 被災時における迅速な応急給水の体制を整え、水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、上水道業務継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により、防災対応力を向上させる必要があります。 ○ 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、市民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、下水道施設の耐震化、浸水対策や停電対策の強化を進める必要があります。 ○ 下水道業務継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により、防災対応力を向上させる必要があります。 ○ 災害発生時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽の管理状況の把握を進める必要があります。

(5)	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
	○ 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策や無電柱化対策および道路防災対策を進める必要があります。 ○ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策等を着実に進める必要があります。 ○ 地域交通の主要手段である鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。 ○ 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。 ○ 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。 ○ 車両が被災した際、諸手続等の負担を軽減する等、迅速に対応する必要があります。 ○ 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、農道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、交通安全施設の耐震化、長寿命化等の適正管理について、着実に進める必要があります。 ○ 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めておく必要があります。 ○ 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い「避難路沿道建築物」については、耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等により、早期の耐震化を目指す必要があります。 ○ 災害発生時の安全円滑な通行を確保するため、道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等の計画的な推進、および道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底する必要があります。 ○ 速やかな避難や救助など、都市の防災機能を強化させるため、被災者の避難路や救援通路になる都市計画道路を整備する必要があります。

＜事前に備えるべき目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する＞

(1)	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	○ 事前防災・事前復興について、県・他市町や地域住民等と共にあらかじめ検討していく必要があります。 ○ 災害時に被災者にとって必要となる支援制度にかかる情報を収集して、一元的に集約する仕組みを検討する必要があります。 ○ 地域の活動組織が実施する農地や末端水利施設の保全管理、農村活性化の取組を通じ

て、地域の防災・減災に資する農村集落機能の維持・活性化を推進する必要があります。	
(2)	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 ○ 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。 ○ 被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、災害発生時における活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。また、ボランティアの中核となる人材を育成するとともに、専門性を有するNPO等と連携を図る必要があります。 ○ 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
(3)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 ○ 廃棄物処理施設は、がれき処理など被災後の復興に重要な役割を果たすこととなるため、広域の連携を促進する必要があります。 ○ 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、被災地の復旧・復興を進めるため、処理体制の強化・充実を図る必要があります。
(4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 ○ 災害発生時における被災者の住まいの確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう平時から準備する必要があります。 ○ 災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、地籍調査を推進する必要があります。
(5)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 ○ 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、引き続き文化財の耐震化、防災設備の整備等進めることにより、文化財を適切な状態に保ち見学者等の安全を確保することが重要です。 ○ 地域の中で守られてきた有形・無形の文化財の保存継承のため、文化財への理解者のすそ野を広げる取組を進める必要があります。 ○ 資料館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるとともに、有形無形の文化を調査・記録しておく必要があります。
(6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 ○ 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

5. 国土強靱化の推進方針

5.1 施策分野別の推進方針

4.3「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別の推進方針を示します。

個別施策分野

行政機能

（公共施設等の防災機能の整備）

- 防災拠点となる市庁舎、学校教育施設、子育て支援施設、文化社会教育施設、スポーツ施設、医療施設、保健・福祉施設等公共施設の安全・防災機能の確保のため、耐震化等必要な対策を進めます。

（行政情報基盤の防災機能の強化）

- 災害発生時において業務継続に必要な体制を確保するため、庁外から庁内システムへのアクセスを可能とするリモート接続環境の運用を継続します。
- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能（グループウェア、ファイルサーバ等）が利用できなくなるリスクを軽減するため、遠隔地のサブセンターへバックアップする機能の運用を継続します。

（市の業務継続に必要な体制の整備）

- 災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、統合型GISを活用した防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行います。
- 通信途絶が発生した場合に備え、復旧のための通信機器等の試験や手順の確認を行います。

（関係行政機関等との連携体制の整備）

- 災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、消防・防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、応援協定締結自治体、民間事業者、市社会福祉協議会、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。

（要配慮者対策の推進）

- 災害発生時における要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の避難確保計画の策定などの避難体制整備を促進します。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぐとともに、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図ります。
- 指定避難所において、高齢者や障害者、子どもなどの要配慮者にとって良好な生活環境が確

保されるよう、受け入れ体制の整備を図ります。また、乳幼児、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等、多様な避難者が存在することから、十分なスペースの確保、プライバシーへの配慮、避難所の運営に係る人材の育成等、指定避難所等において良好な生活環境を提供するために必要となる取組を推進します。その際、災害から受ける影響は女性と男性で異なることから、避難所の運営体制に女性の参画を推進し、男女別の更衣室や授乳室等の確保、安全で利用しやすいトイレの設置、被災者のニーズに配慮した物資の提供を行います。

- 防災行政無線を整備し、災害時に必要な情報を迅速に要配慮者に届けるため、個別避難計画作成等と連動する中で必要な方へ戸別受信機の貸与を進めます。

（帰宅困難者対策の推進）

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進します。また、県・他市町と事業者等と連携して、公共交通機関等の運行状況や一時滞在施設等の情報を帰宅困難者に提供します。

（被災者支援の充実）

- 国、県と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援することにより、市民生活の安定と速やかな復興を目指します。

（子育て支援施設の整備）

守山市子ども・若者応援プラン 2025（第三期守山市子ども・子育て支援事業計画）に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために、保育所をはじめとした施設等の整備事業を支援し安全・安心な子育て環境を整備します。なお、整備する施設については、保育中の安全確保のため、また、地域住民の災害時一時避難場所としても活用出来るよう、耐震性の高い施設とします。

消防・防災

（地域防災力向上のための普及・啓発）

- 市民一人ひとりが災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災マップ等による普及・啓発、訓練研修や出前講座を通して地域防災力の向上を図ります。
- 防災へのさらなる意識・知識の高揚を図るため、市民や自治会、自主防災組織、NPO、災害ボランティア等様々な主体同士が、危機事案や地元での活動報告などの情報交換や交流する場を提供します。

（防災機能の整備および非常用物資の備蓄促進）

- 消火栓や防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進します。また防災拠点となる建築物などにおいては、防災機能の強化を図ります。
- 災害発生時に備え、非常食、飲料水の備蓄をするとともに、地域や家庭、事業所等において、日常備蓄（ローリングストック方式）により、最低3日分、推奨1週間分の食料（米・水・

パンなど)、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発に努めます。

- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や県と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行います。

(消防人材・消防団員の育成・確保)

- 被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、湖南広域消防局および北消防署と連携し、消防団員の職務遂行能力等の資質向上を図るとともに、全ての消防団員が教育訓練を受けることができる環境を整備します。
- 災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、防災士の育成支援や湖南広域消防局および北消防署と連携し、広く市民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、消防団員の確保に向けた環境を整備します。

住宅・都市

(安全なまちづくりの推進)

- 安全なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づく各種の整備事業を推進します。
- 高齢化の進展を見据え、災害時にも高齢者が徒歩で生活し自立できるよう、持続可能で誰もが暮らしやすい安全安心のコンパクトなまちづくりを進めます。

(住宅・建築物の耐震対策)

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（昭和 56 年 5 月以前に着工され、完了している）に対する耐震診断・改修等にかかる補助制度を整備し、活用を図ります。
- 建築物の耐震化を促進するため、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修にかかる補助制度を整備し、当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を推進します。
- 多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援します。
- 地震発生時における被害を軽減するため、多数の市民等が利用・参集する公共施設の耐震対策を実施します。
- 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、情報提供や相談対応を促進します。
- 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等について撤去、改修等にかかる補助制度を整備し、活用を図ります。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進します。

(空き家対策)

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家対策を推進します。

(緑地・オープンスペースの確保)

- まちの防災機能を担うものとして、延焼防止効果を向上させるため、空地等の緑化による緑

地やオープンスペース（公園、街路等）の計画的な配置・整備や維持管理に努め、災害時の安心・安全な避難環境の確保を図ります。

- まちの防災機能を強化させるため、速やかな避難や救助を可能にする通路機能や火災などの延焼の拡大を遮断するなど災害遮断機能にもなる都市計画道路の整備を進めます。
- 防災拠点となる公園において、防災機能の強化を進めます。

（流域治水の推進）

- 自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水政策を実行するため、河川の整備や維持管理など「ながす」対策に加え、農地等の集水域における雨水貯留浸透機能確保の「ためる」対策、氾濫原における建築物の建築制限等の「とどめる」対策、浸水被害の回避・軽減のための地域で行う水害に強い地域づくりのための「そなえる」対策を推進します。

（河川の整備）

- 局地的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、国・県と連携し、河川の改修や護岸整備等を進めます。

（浸水対策の推進）

- 局地的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、雨水幹線の整備などのハード対策と、防災マップの更新や普及啓発・訓練の実施によるソフト対策を組み合わせた効果的かつ効率的な浸水対策を推進します。

（上水道施設の防災対策の推進）

- 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、浸水対策および停電対策を進めます。
- 被災時における迅速な応急給水の体制を整え、水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、上水道業務継続計画（BCP）に基づき、訓練を実施します。

（下水道施設の防災対策の推進）

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、市民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、下水道施設の長寿命化、耐震化、浸水対策や停電対策の強化を進めるとともに、大規模な避難所を対象に避難者の公衆衛生確保のため災害用マンホールトイレの設置を進めます。
- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）に基づき、訓練を実施します。

（道路陥没を防ぐ対策の推進）

- 道路管理者と占有者と連携しながら、地下構造物の耐震化と漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等の道路の陥没を防ぐ対策を進めます。

(地籍調査の推進)

- 災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施します。

(応急仮設住宅の整備)

- 災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう努めます。

(文化財の保護)

- 引き続き、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めます。
- 文化財が、より多くの人に支えられる環境を作り出すために、文化財の価値を発信し、多くの人に文化財の価値を知ってもらうための取組を進めます。
- 災害発生時に県や市町・所有者とが連携して被害状況の把握や被害拡大防止に対応できるよう体制整備を進めるとともに、災害時の修復にも対応できるよう専門職員の資質向上を図ります。
- 災害時における被害状況の収集のため、有形無形文化財の調査・記録を推進します。

保健医療・福祉

(災害時の保健医療福祉提供体制の充実)

- 災害発生時の保険医療福祉活動を円滑に行うため、県や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて対応力向上および連携強化を図ります。
- 災害発生時において、市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため、市内病院に対し災害対策(防災)マニュアル、BCPおよび職員参集マニュアル等の策定を依頼します。
- 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集・共有し、被災地域の医療活動を支援するため、講習会等を通じて、市内病院および全診療所の広域災害救急医療情報システム(EMIS)への登録を促進します。
- 災害発生時の医療救護班による広域的な応援・受援を円滑に行うため、県・他市町と連携し、医療救護活動訓練を推進します。
- 消毒液やグローブ、マスク等の備蓄を推進します。

(感染症の発生・まん延防止)

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、保健所等を拠点として、県や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。

(福祉施設の機能強化)

- 高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、災害時において、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、備蓄品の支援や連絡体制の整備など施設整備を支援します。

(社会福祉施設等の整備)

- 利用時にその安全が確保されるよう、耐震化や老朽化に伴う改修整備を促進します。

エネルギー・環境

(自立・分散型エネルギーシステムの整備促進)

- 災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を推進します。

(適切なエネルギー供給のための体制整備)

- 災害発生時に必要なエネルギーを確保するため、石油関係団体との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施による供給体制の整備を図ります。

(有害物質等対策の推進)

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流出・拡散等を未然に防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、講習会等の機会を捉えた浸水等のリスクへの注意喚起を引き続き行います。
- 油の流出の未然防止や対応に関する事業者への助言等も引き続き行います。
- 公共施設等のアスベスト対策を推進します。
- 原子力災害に対し万全を期すため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
- 緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による市内の環境への影響を評価するため、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、市内の学校および公の施設に安定ヨウ素剤の備蓄を行います。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入など、浄化槽の管理状況についての把握を進めます。
- 災害時に早期に復旧できるよう、法定検査の実施、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。

(災害廃棄物処理体制の強化・充実)

- 災害発生時においても廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に実施できるようにするなど、災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図ります。
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けて、処理体制の充実・強化を図るため、守山市災害廃棄物処理計画の内容を点検し、必要な場合に見直しを行います。

情報通信

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、クラウドサービスの積極利用やバックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練等の実施を促進します。

（市民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）

- 災害時に情報が伝わりにくい高齢者や障害者、外国籍の方を含め、市民等への情報伝達手段として、ホームページ、災害情報共有システム（Lアラート）、安全・安心メール、SNS（市公式LINE、Twitter、X）、地上デジタル放送を活用したデータ放送や有線放送による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、市民への周知を促進します。
- 防災行政無線を整備し、災害時に必要な情報を迅速に要配慮者に届けるため、個別避難計画作成等と連動する中で必要な方へ戸別受信機の貸与を進めます。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などの通信手段確保のため、県や近隣自治体および電力会社・通信事業者等関係機関と連携し、効果的かつ迅速に対策を実施するための連携体制の整備を図ります。
- 災害発生時など消費者が不安を抱くような社会情勢において、地域の商品やサービスへの風評被害等を防ぐため、被害状況や品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信します。
- 幅広い世代がモバイルデバイスから情報を得ることが出来るように、各公民館でスマホ講座を開催するとともに、デジタルよろず相談所を庁内および各公民館に設置し、デジタルデバイス対策を進めます。

産業・農水産

（中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援）

- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害時における経済活動（サプライチェーンを含む。）への影響を最小限とするため、商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「小規模事業者支援法」という。）に基づき、令和元年度に守山商工会議所と事業継続力強化支援計画を共同策定しました。今後は、商工会議所による研修会等を行うなど、企業の事業継続力強化計画やBCP策定・運用につながる実効性のある支援を進めます。

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農業用水の安定供給や、台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減などを維持するために、農業水利施設等の計画的な保全更新対策を推進するとともに、施設が有する多面的

機能が滞りなく発揮されるよう適切な維持管理に対して支援します。

- 農地の国土保全機能が維持されるよう、農業者が営農を継続するために必要となる整備を進めるとともに、末端水利施設を保全管理している地域の共同活動に対して支援します。また、都市住民など地域外の多様な主体との交流を広げることで、集落機能の維持・活性化を進め、地域の防災力を強化します。

（農業用ハウスを有する園芸産地の事業継続計画の策定促進）

- 園芸産地において非常時の備えが特に必要とされる、一定規模以上の農業用ハウスを有する園芸産地に対する事業継続計画（BCP）の策定の推進と農業用ハウスの補強等必要な対策を支援します。

（生産活動に対する異常渇水等対策の推進）

- 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクに対して、生産者が安定生産に向けて適切な対応ができるよう、安全・安心メールや市のホームページ、SNS（市公式LINE、Twitter、X）などを活用した、迅速かつ広範な情報提供に努めます。また、気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるための指導体制の構築などに向けて、平時より関係機関との連携を図ります。

（水産業関係施設の機能保全）

- 災害発生時における、水産物の生産・流通の基盤となる漁港・船溜りの機能保全のため、水産関係団体等の管理・運営主体と情報交換を適宜行い、施設老朽化対策を講じるための技術的助言・支援等を実施・検討します。

交通・物流

（交通安全施設の計画的更新）

- 災害時においても道路交通の安全を確保するため、標識・路面表示の充実、計画的な更新等の交通安全対策を推進します。

（主要幹線道路等ネットワークの整備）

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、守山市まちづくり市道整備計画等に基づき、主要幹線道路等の整備及び維持管理を行います。

（緊急輸送道路等ネットワークの整備）

- 道路インフラの被災により、市役所、医療施設や広域防災拠点等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を着実に実施するとともに、守山市まちづくり市道整備計画に基づく計画的な道路の整備および橋梁長寿命化対策を進めます。
- 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、農道の整備・改良や農道橋等の耐震対策を計画的に推進します。
- 災害発生時において湖上輸送などの緊急輸送ネットワークとしての機能を確保するため、港湾施設の耐震について対策を図ります。

- 物資輸送ルートを確保するため、交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、大雨時のアンダーパス部分の冠水対策等を実施するなど、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車による避難、帰宅による交通量増加の渋滞に伴う避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整備します。

（無電柱化対策の推進）

- 災害発生時において、電柱等の倒壊により救助の妨げになるなど被害拡大を防止するため、市街地等の幹線道路など必要性および整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を推進します。

（道路啓開体制の整備）

- 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な道路啓開に向けて関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。

横断的施策分野

（1）リスクコミュニケーション

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）

- 地域防災力の向上を図るため、市民や自主防災組織等への出前講座や研修・交流、女性や若者を含めた地域の防災リーダーとなる多様な担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。また、市民の自発的な行動計画策定を促します。
- 本市における浸水被害の特徴をふまえ、市民、事業者、国・県等と連携して、最大クラスの洪水および内水氾濫を考慮した浸水想定「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」を活用した避難体制の充実支援や安全な住まい方への誘導や市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、地域防災力の向上を図ります。
- 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことから「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

（災害ボランティアの活動支援）

- 災害発生時において、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録、マッチング等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進めます。

（2）老朽化対策

（公共施設等マネジメント）

- 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来することが見込まれることから、「公共施設等総合管理計画」等に基づき、施設マネジメントの取組を進めます。
- それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保するため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を行うことで事故の未然防止や施設の安全確保を図るとともに、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き計画的な耐震対策を実施します。
- 施設の性能・機能の保持・回復を図るため、施設ごとの個別施設計画に基づき、長寿命化の取組を計画的に推進します。

(3) 官民連携

(災害時応援協定を締結する団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資・電力等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、災害時応援協定を活用し、関係団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図ります。

(危険物等対策の推進)

- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者や関係団体の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を継続して促進するとともに、AI等のデジタル技術を活用した先進事例の周知を図ります。

(鉄道施設の防災機能の強化)

- 地域交通や人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう、鉄道事業者と連携を図ります。
- 災害時においても鉄道施設の利用ができるように、駅前広場やアクセス道路の整備を進めます。

(建設産業の担い手育成・確保)

- 市内のインフラ整備や災害発生時の復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業の担い手の育成・確保を図るため、1億円未満の工事は簡易型一般競争入札により市内業者へ発注を行い、また、1億円以上の工事についても、可能な限り市内業者へ発注しており、今後においても、出来る限り市内業者に発注できるように取り組みます。

(4) デジタル活用

(デジタル活用による事前防災の促進・迅速な避難支援)

- GIS、ドローンおよびAI等の最新技術を活用し、事前防災の促進や災害時の迅速な避難支援等の取組を進めます。

- 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討します。

5.2 施策分野別事業

実効性を確保するため、一定の具体性を持たせることが重要と考えられる施策分野別事業は、資料編 1. 施策分野別事業一覧に示すとおりです。

6. 計画の推進と進行管理

6.1 推進体制

本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

6.2 計画の進行管理

本計画に基づく事業や施策は、重要業績指標（KPI）等を中心に進捗状況を把握しながら、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。

また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。

なお、施策分野別の重要業績指標（KPI）は、資料編 2. 施策分野別重要業績指標（KPI）一覧に示すとおりです。

資料編 1. 施策分野別事業一覧

【行政機能】

（子育て支援施設の整備）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
地域子育て支援拠点整備事業（駅前商業施設内）（R6～R7）	守山市	内閣府・こども家庭庁	令和7年度完了	こども政策課
認可保育所設置事業（吉身学区）（R6～R7）	守山市	こども家庭庁	令和7年度完了	こども政策課
大型児童センター整備事業（R8）	守山市	こども家庭庁	令和8年度完了	こども政策課
法人立保育所整備補助事業（R7～R11）	守山市	こども家庭庁	令和11年度完了	こども政策課

【住宅・都市】

（住宅・建築物の耐震対策）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
木造住宅耐震診断員派遣事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	守山市	国土交通省	毎年	建築課
木造住宅耐震補強案作成事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	守山市	国土交通省	毎年	建築課
木造住宅耐震改修事業費補助事業（ブロック塀等耐震対策を含む）（住宅・建築物安全ストック形成事業）	守山市	国土交通省	毎年	建築課
既存民間建築物耐震化促進事業費補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	守山市	国土交通省	毎年	建築課
要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）	守山市	国土交通省	令和7年度完了	建築課
吹付けアスベスト等含有調査事業費補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	守山市	国土交通省	毎年	建築課
既存建築物耐震改修促進計画策定事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	守山市	国土交通省	令和12年度完了	建築課
天井の耐震改修に係る事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）	守山市	国土交通省	毎年	建築課

（緑地・オープンスペースの確保）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
都市公園事業（「環境学習都市宣言」記念公園整備事業）	守山市	国土交通省	令和7年度完了	土木管理課

（浸水対策の推進）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
播磨田排水区雨水幹線事業	守山市	国土交通省	令和7年度完了	道路河川課
古高排水区雨水幹線事業	守山市	国土交通省	令和7年度完了	道路河川課

（上水道の防災対策の推進）

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
守山市配水管更新計画事業	守山市	国土交通省	毎年	施設工務課

守山市上下水道耐震化計画事業 (下水道の防災対策の推進)	守山市	国土交通省	毎年	施設工務課
事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
守山市公共下水道総合地震対策計画事業	守山市	国土交通省	令和10年度完了	施設工務課
守山市公共下水道ストックマネジメント計画事業	守山市	国土交通省	毎年	施設工務課
守山市上下水道耐震化計画事業	守山市	国土交通省	毎年	施設工務課

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の整備)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	守山市	厚生労働省	毎年	介護保険課

【エネルギー・環境】

(浄化槽の管理体制の整備)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
浄化槽設置整備事業	守山市	環境省	毎年	環境政策課

【交通・物流】

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
岡立入線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和8年度完了	道路河川課
金森杉江線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和7年度完了	道路河川課
(仮称)田中川田線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和8年度完了	道路河川課
千代7号線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和8年度完了	道路河川課
美崎27号線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和8年度完了	道路河川課
守山駅前東口線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和10年度完了	道路河川課
新庄服部線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和7年度完了	道路河川課
今浜33号線道路整備事業	守山市	国土交通省	令和10年度完了	道路河川課
(都)大門野尻線道路整備事業 (第2-1工区)	守山市	国土交通省	令和8年度完了	道路河川課

【老朽化対策】

(公共施設等マネジメント)

事業名	事業主体	関係府省庁	事業期間	担当課
守山市地域住宅整備計画(第4期) (公営住宅ストック総合改善事業)	守山市	国土交通省	令和8年度完了	建築課

資料編 2. 施策分野別重要業績指標（KPI）一覧

施策分野		項目	単位	現状値 (R5 年度)	目標		担当課
					年度	数値	
個別施策分野	①行政機能	防災行政無線の整備 および戸別受信機の 導入	式	-	7	1	危機管理課
	②消防・防災	食物アレルギー対応 型非常用食糧の備蓄 数	食	31,300	11	33,000	危機管理課
		消防団員の充足率	%	99.0	11	100.0	危機管理課
		消火栓の設置箇所数	箇所	2,531	11	2,590	危機管理課
	③住宅・都市	住宅の耐震化率	%	90.3	7	95.0	建築課
		多数の者が利用する 建築物の耐震化率	%	94.6	7	96.5	建築課
		雨水処理整備面積	ha	281.7	11	337.3	道路河川課
		市民1人あたりの都 市公園の面積	m ²	13.2	7	13.2	土木管理課
		市街地の緑地率	%	10.3	7	15.0	土木管理課
		上水道管路の耐震化 率	%	52.3	7	70.3	施設工務課
		水源地・配水場の耐震 化	施設	1	13	3	施設工務課
		公共下水道重要な管 路の耐震化率	%	42.79	13	54.8	施設工務課
		災害用マンホールト イレの設置	箇所	11	11	18	施設工務課
	④保健医療・ 福祉	医療対策本部立ち上 げ訓練参加者数	人	38	11	40	すこやか 生活課
		麻しん・風しん(2期) の予防接種率	%	98.1	11	99.0	すこやか 生活課
	⑤エネルギー・環境	太陽光発電システムの 設置件数	件	4,782	12	11,000	環境政策課
		太陽光発電システム 発電容量	k w	-	12	75,000	環境政策課
		公害防止協定を締結 した企業数	件	68	12	90	環境政策課

施策分野		項目	単位	現状値 (R5 年度)	目標		担当課
					年度	数値	
	⑥情報通信	安全・安心メールおよび公式 LINE 登録者数	人	11,367	11	15,000	危機管理課、 企画政策課
		公共施設における公衆無線 LAN の整備	箇所	84	11	100	ICT 政策課
	⑦産業・農水産	農地や農業用施設を地域共同で維持保全されている地域	地域	22	11	22	農政課
	⑧交通・物流	都市計画道路の整備率	%	56.29	11	60.7	道路河川課、 滋賀県
横断的 施策分野	⑨リスクコミュニケーション	総合防災訓練を実施したことの自治会数	自治会	59	7	71	危機管理課
		市内の防災士の登録人数	人	145	7	155	危機管理課
		自治会への加入率	%	87.9	7	90.0	市民協働課
	⑩官民連携	防災協定締結数	件	65	11	90	危機管理課